

先端設備等導入促進計画

中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画。
市が策定した「導入促進基本計画」に基づき、計画の認定を受けた事業者は
税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。

<対象となる計画>

中小企業者が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため先端設備等を導入する計画

3年～5年

(営業利益+人件費+減価償却費)
労働投入費

年平均3%以上

生産、販売活動などのように直接供される設備
(機械装置・測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備)

<対象者・対象設備>

○対象者 = 中小企業者

対象者	資本金の額、または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業		900人以下
サービス業		100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業		300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
旅館業		200人以下

○対象設備

対象設備	最低取得価格(1台または1基の取得価格)
機械設置	160万円以上
測定工具・検査工具	30万円以上
器具備品	
建物附属設備	60万円以上

※投資利益率が年平均5%以上のものに限る

$$\text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

※減価償却費 = 会計上の減価償却費

※増加額 = 設備取得の翌年度以降3年度の平均額

※設備投資額 = 設備取得額の合計

※中古資産は対象外

※再生可能エネルギー発電事業用は対象外

<支援措置>

○税制支援 … 対象資産の固定資産税の減免

区分	減免内容	減免期間
賃上げ表明なし	税額を1/2に減額	3年間
賃上げ表明あり	税額を1/3に減額	令和5年度末までの取得 … 5年間
		令和6年度末までの取得 … 4年間

※賃上げ表明 = 雇用者給与等の支給額が1.5%以上の増加率となる賃上げの表明

$$\text{雇用者給与等の支給額} = \frac{A - B}{B}$$

※A = 計画認定の申請年度 または 申請年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額
B = 申請年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額

○金融支援 … 信用保証の追加保証・保証枠の拡大等

詳しくは、[岡山県信用保証協会](http://www.city.tamano.lg.jp) (TEL: 086-243-1122) へお問い合わせください

玉野市役所 商工観光課

TEL: 0863-33-5005

FAX: 0863-33-5001

mail: syoukoukankou@city.tamano.lg.jp